

事 務 連 絡

平成23年11月21日

各都道府県保健福祉主管部局御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

社会・援護局障害保健福祉部

障 害 福 祉 課

老健局振興課

老健局高齢者支援課

老健局老人保健課

喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について (その2)

平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（不特定多数の者対象者-老健局、特定の者対象-障害保健福祉部）に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添のとおり Q&A 集を作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、必要に応じて事業者等への周知等をお願いいたします。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C23	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	演習	演習において、所定の演習期間内に修了の基準に達しない場合等について、どのように判定を実施するか。	都道府県又は研修実施機関において合否判定委員会等を組織し、最終的な判定を行うこととする。合否判定委員会には、研修の講師である医師、看護師を含む複数の者で構成することとする。
C24	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	実地研修において、所定の回数で基準に達しない場合等について、どのように判定を実施するか。	都道府県又は研修実施機関において合否判定委員会等を組織し、対応及び判定を行うこととする。合否判定委員会には、研修の講師である医師、看護師を含む複数の者で構成することとする。
C25	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修	実施要綱 4 において、試験問題の作成にあたっては、専門領域の異なる複数の委員が参加する、とあるが、具体的にはどのような専門領域を指しているか。	カリキュラムに含まれる、人間と社会、保健医療制度とチーム医療、たんの吸引、経管栄養等の各科目について、医師、看護師、その他当該分野について学識経験を有する者を想定している。
C26	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	胃ろう・腸ろうの実地研修において、居宅において実施する場合であっても、胃ろう・腸ろうの状態に問題のないことの確認は1日1回以上指導看護師が行う必要があるか。	そのとおり。1日1回以上指導看護師が確認する必要がある。
C27	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	演習 実地研修	気管カニューレ内部の吸引の評価票において「水」とあるのは滅菌精製水を意味しているか。	そのとおり。詳細については、(社)全国訪問看護事業協会のホームページに掲載されている「介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト」「介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト～指導上の留意点～」正誤表ならびに補足説明 No1 ( <a href="http://www.zenhokan.or.jp/pdf/new/kyuuin-text-4.pdf">http://www.zenhokan.or.jp/pdf/new/kyuuin-text-4.pdf</a> )を参考にされたい。
C28	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	演習 実地研修	人工呼吸器装着者に対する吸引の実地研修を実施する場合、演習においても人工呼吸器を装着している場合について、別途、演習を実施する必要があるか。	そのとおり。その際、別途人工呼吸器を装着している場合について、別表に示す回数以上、実施する。
C29	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	演習 実地研修	胃ろう・腸ろうについて、半円形の栄養法を実施する場合については、どのように取り扱えばよいか。	テキストIのP124のとおり半円形の栄養剤を実施する場合には、通常の講義・演習・実地研修に加え、別途十分な講義・演習・実地研修を実施し、安全性の検討後行うことが必要である。
C30	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	全体	病院又は診療所で実施している通所リハ、訪問リハに従事する介護職員等は、本研修事業の対象者に含まれるか。	本制度においては、病院・診療所は登録事業所の対象外とされており、これらに該当する事業所の職員は研修の対象者とはならない。